

令和6年度 昭和町農事賃金標準額

種別		摘要	標準額	備考
稲作	耕起と代掻き (トラクター、耕運機)	10a 当たり	16,000円	圃場整備地内
			17,000円	その他
	トラクター耕起	10a 当たり	9,000円	圃場整備地内
			10,000円	その他
	代掻きのみ	10a 当たり	9,000円	圃場整備地内
			10,000円	その他
	機械田植え	10a 当たり	10,000円	圃場整備地内
			11,000円	その他
	稲刈 バインダー	10a 当たり ひも付き	10,500円	圃場整備地内
			11,500円	その他
稲刈 脱穀 コンバイン	10a 当たり 乾燥まで	21,000円	圃場整備地内	
		22,000円	その他	
脱穀 ハーベスター	10a 当たり 脱穀のみ	9,500円	助手等は雇主	
水稻育苗	1箱	990円	配達代別	
雇人 (一般農作業)		時給	1,000円	
<p>[備考]</p> <p>※標準額については、消費税込みとし、賄はなしとする。(8時間/日)</p> <p>※稲作作業の場合、燃料費は請負者持ちとする。</p> <p>※同一作業内容の場合、男女同一賃金とする。</p> <p>※田植えについては、雇主が助手等をつけること。</p> <p>※本表は、標準的な料金を示すものであり、圃場条件や作業条件などを勘案して当事者間の協議により決定することを前提としています。上記作業項目にない作業についても協議の上で決定して下さい。</p>				

◎農休み

令和6年6月15日(土)～令和6年6月16日(日)